

見守り 新鮮情報

事例1

母親に、何度もしつこく海産物購入の**勧誘電話**があり、**断って**いた。最近は電話を取らなくなったが、昨日その事業者からのカニの**不在通知**が**入っていた**。受け取り拒否をしてよいか。

(当事者：
80歳代 女性)

事例2

実家に行ったところ、母親宛てに**注文****していない**健康食品が**届いて**おり、定期購入と書いてある紙と**払込用紙**が**同封**されていた。どうしたらよいか。
(当事者：90歳代 女性)



©Kurosaki Gen

一方的に送りつけられた 商品の代金は支払い不要!

アドバイス

- 心当たりのない商品が届いた場合は、受け取らないようにしましょう。
- 親せきや友人からの贈り物ではないか、注文したことを忘れていないか、家族にも心当たりがないか確認してみましょう。
- 一方的に商品を送り付けられた場合は、商品を開封・処分しても支払いは不要です。
- 不安に思ったり、困ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

悪質商法や契約トラブルなど消費生活に関する相談は

神戸市消費生活センターへ **いやや**

電話相談 消費者ホットライン **188**

平日：9:00～17:00 (078-371-1221でもつながります)
土日祝：10:00～16:00

来訪相談 平日：9:00～16:30 (年末年始を除く)

メール相談

神戸市消費生活センター 検索

